

東京大学応用資本市場研究センター内規

令和5年9月21日

総長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学応用資本市場研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、国際的事例を踏まえた新たな学術領域の創出による日本のための資本市場のグランドデザインを構築すること及び学術的研究を踏まえた政策的かつ実践的な提言により社会的インパクトを形成することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 日本の社会経済構造の研究領域と融合した資本市場研究の実施
- (2) 学術的研究を踏まえた政策的かつ実践的な提言
- (3) センターにおける研究成果の社会への発信及び還元
- (4) その他前条の目的達成のために必要な業務

(組織等)

第4条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、本学の教授及び特任教授のうちから総長が指名する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長が欠けた場合における後任の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- 5 センターに、兼任教員、特任教員、特任研究員、事務職員、特任専門員及び特任専門職員を置くことができる。
- 6 前項の特任教員の選考は、東京大学総長室総括委員会内規及び東京大学総長室総括委員会教員選考に関する申し合せによるものとする。

(運営委員会)

第5条 センターに、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(アドバイザーボード)

第6条 センターに、センター長の諮問機関として、アドバイザーボードを置く。

- 2 アドバイザーボードに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、本部協創課及び本部協創企画課で行う。

(補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和5年10月1日から実施する。